

長崎県障害児教育史資料(Ⅰ)

— 戦前・盲聾教育編 —

はじめに

長崎県の障害児教育は、一八九八(明治三十一)年の私立長崎盲啞院の開設をもって本格的に開始され、本年一九九八(平成十)年をもって一〇〇年を迎える。筆者らは、その百周年を、長崎県における障害児教育の発展史を実証的に解明し、その歴史的遺産・教訓及び到達点・課題等を明らかにして、二十一世紀の展望をより明確化していく重要な契機にしていきたいと考え、その基礎作業として先に本誌第五十一号(一九九六年六月発行)において戦前の長崎県盲・聾教育に関する雑誌掲載資料の目録を発表した。それらの資料整理をふまえて、日本特殊教育学会第三五回大会(一九九七年十月、於・熊本大学)において「長崎県障害児教育史研究(第Ⅰ報)——戦前の盲・聾教育を中心に——」と題して共同研究の成果の一端を発表した。さらに残されている公文書・新聞等掲載の長崎県盲・聾教育関係資料を目下調査中であるが、基本資料の全体を把握・収集するにはなお日時を要する状況にある。

平田・菅…長崎県障害児教育史資料(Ⅰ)

本号では、この間掘り起こした資料の中から、長崎盲啞院創立当初の資料と主な学則を掲載する。創立時のことは、左記の主要な沿革誌にも記されている。

- ①『長崎慈善会二十五年誌・長崎婦人慈善会二十年誌・長崎盲啞学校二十年誌』(一九一七年発行)
- ②長崎県立盲学校・長崎県立聾学校『五十年の歩み』(一九四八年発行)

- ③長崎県立盲学校『創立六十年誌』(一九五八年発行)
- ④長崎県立ろう学校『創立六十年記念誌』(一九五八年発行)
- ⑤長崎県立盲学校『創立八十年記念誌』(一九七八年発行)
- ⑥長崎県立ろう学校『八十年のあゆみ』

しかし、それらには、創立時にかかわって重大な誤記が含まれている。例えば、開院式の開催日について、①②③④⑥は、すべて明治三十一年十二月二十二日と記した。最初に記載した①を、②③④⑥が点検することなく踏襲したためである。その誤りが訂正されるのは、八十年後の⑤においてであった。創立時の教員の一人長石安治郎が石川倉次に宛てた書状中の記載から、開院式が明治三十一年

平田勝政* 菅達*

十月二十二日であると確認されたことによるものであった。

いまひとつの例は、電話機の発明者グラハム・ベルが、創立間もない長崎盲啞院を訪問・視察した日時の誤記である。①②③④⑤⑥は、ベル来校日をすべて明治三十二年一月十二日と記している。①の記載(二三頁)が点検されないまま、②③④⑤⑥が、それを踏襲したのである。当時、ベルは、東京盲啞学校、京都市立盲啞院、長崎盲啞院の三校を視察したが、東京校の訪問日は、『東京盲学校六十年史』では明治三十一年十一月十二日、京都校のそれは、『京都府盲聾教育百年史』では、同年十一月二十一日～二十四日と記されている。その後長崎校を訪問視察したのであるが、それが前記のように翌年の一月十二日となると、京都校訪問から一カ月半後ということになり、余りにも間が開きすぎるのである。ところが「長崎県教育雑誌」第九十九号(一九〇〇年)掲載の「長崎盲啞院一覽」中の沿革誌には、ベル来校が明治三十一年十一月二十八日と記載されている。その来校日時は、前述の京都校訪問後の日程から判断して時間的にも整合している。そこでどちらが正しいのか今回調査したところ、ベルの訪問日は、〈資料5〉の鎮西日報の記事に見るように明治三十一年十一月二十八日であることが判明した。

このように百年前の開院当初の状況については、日時もその内容もこれまであまりにも知られてこなかった。創立百年を機にこれらの誤りを訂正し、明治三年の開院当初の諸資料を掲載して百年前の出発点(原点)を明確にしておきたい。特に〈資料3〉の鳥居嘉三郎(京都市立盲啞院長)の式辞は、長崎盲啞院への期待とともに当時の日本の盲聾教育の代表的な人物の考え方も示すものであり貴重である。

次に、基本資料である学則については、明治三十一年制定以降幾度も改正を重ねているが、紙幅の関係もあり、その代表として最初の学則である創立時のもの(一八九八年制定)と盲学校及聾啞学校令・公立私立盲学校及聾啞学校規程の制定を受けて抜本的に改正されたもの(一九二四年制定)とを掲載する。両学則とも学術研究資料としての紹介は今回がはじめてである。なお一九二九(昭和四)年の県立移管に伴い改正された学則については、長崎県教育会編纂『長崎県教育史 下巻』(一九四三年)に一部が掲載(七六六～七六九頁)されている。その全文は、「長崎県公報・号外」(昭和四年七月十日発行)に掲載されている。

その他、文部省年報を手がかりに整理した戦前の長崎県における盲・聾啞児の就学・不就学者数、盲学校・聾啞学校児童・生徒数の推移等の統計資料も掲載する予定であったが、紙幅の制約のため今回は割愛した。残されている文部省普通学務局『全国盲学校・聾啞学校に関する調査』(大正十五年～昭和十五年度、昭和七年度は不明)の統計整理と合わせて、より充実した統計資料を作成していきたい。また、今日までその存在が全く知られていない私立佐世保盲啞学校に関する資料の発掘も今後の課題である。これらの基礎資料の調査・収集・整理をふまえて、長崎県盲・聾教育百年の歴史を通史的に記述し、長崎県障害児教育史の全体像を把握していく布石としていきたい。

* 長崎大学教育学部教育学教室

** 長崎県立島原養護学校

〈資料1〉明治三十一年九月十二日の授業開始

(鎮西日報 一八九八年九月十三日 2面)

長崎盲啞院授業開始

長崎盲啞院にては愈々予報の如く盲生八名啞生五名を以て授業を開始せしが、尚ほ本県内外よりの入学申込み漸次増加する模様にして更らに來月十日を以て開院式を挙ぐることにせり。因に同院設立に就ては素より慈善的事業のことで一般の人氣頗る宜しく随面部器具物品の寄贈を申込みものも少からず。今ま昨日まで寄贈の申込みをなしたる重なるものを挙げれば鹿兒島兵吉氏より教授用器具及び生徒用品八十余品、北野孝治氏より教授用書五十冊、同院設立費として長崎慈善會より六百七拾円、安中半三郎氏よりの教授用画七十五枚、喜多璋太郎氏より器具十三品、山口管三郎氏外十四名より貳拾參円等なり。

〈資料2〉明治三十一年十月二十二日の開院式①

(鎮西日報 一八九八年十月二十三日 2面)

長崎盲啞院の開院式

同院の開院式は、予報の如く昨日午後二時より長崎高等女児学校に於て行はれたり。同校階上には盲生啞生の教授場を設け且つ教授用の書画器械及び啞生の揮毫に係る書画等を陳列して実地來賓の參觀に供へたり。やがて午後三時、先づ君が代の奏樂を以て其式を始め、次に創立委員総代安中半三郎氏の報告、横山慈善會長及び北野院長の演説、其他教員の演説、盲啞生の謝辭等あり。終て小松原知事、平田市長代理、則元市會議長代理、米國副領事イ・アル・フルカルソン氏、長崎新報・長崎商報・鎮西日報三新聞社、鳥井京都盲啞院長及び同院卒業生日下部宗次郎氏其他來賓慈善會員等の祝詞ありて奏樂を以て全く式を閉ち、來賓には別に同校階上にて茶菓の饗応ありたり。当日の來賓小松原本県知事、矢野裁判所長、横山市長、松村本県參事官を始め当市紳士紳商新聞記者等無慮二百數十名なりし。尚当日小松原本県知事の朗読したる祝詞と三新聞を代表して本社岩永八之丞氏の朗読したる祝詞は左の如し。

祝辭

世に盲啞者ほど憐むべきものなし。眼以て見ること能はず、口以て言ふこと能はず。從來世の廢疾者として擯斥せらるる其不幸蓋し之れより大なるはなし。長崎

平田・菅…長崎県障害児教育史資料(一)

慈善會は夙に盲啞教育の必要を感じ経営画策遂に盲啞院を創立し茲に開院の式を挙ぐるに至りたるは本官の深く欣喜に堪へざる所なり。夫れ教育事業の如き尋常の人にありても猶其好果を収むるは難事たり。況んや五官其全きを得ざるの人に於てをや。希くは院長及職員諸氏本院設立の旨趣を体し、忍耐と熱心とを以て其職務に盡瘁し以て其績を挙げられんことを、又院生諸子は不屈不撓の精神を以て刻苦勉勵能く師の教訓を遵守し品行を正しくし、他日社会に出でて盛世の民たるに耻ぢざらんことを力め、以て設立者の恩に酬ひんことを期せよ。聊か所思を述べ以て祝辭とす。

明治三十一年十月廿二日

長崎県知事正四位勲三等 小松原英太郎

祝辭

惟人や性命備る耳目の官能或は完からざるものありと雖ども其の心体の明は未だ嘗て息まざるものあり。瞽者は多く聰の人に過ぐるあり。故に古來樂師となり以て○教を助く。啞者は、智に富み技に長ず。而して禍福(を)色と徴(し)是を以て瞽と啞と之を教へて而して其良知良能を開発せしむることは国家政教の任務にして亦同胞相憐むの情義なり。長崎慈善會法を欧米に酌み長崎盲啞院を創設す業已に盲啞の男生女生各若干名を入れ孳々として之を誨へ而して之をして文字及び技芸を肆習し以て其品性を養ひ以て其生業を修むるの具となさしむ。慈善の名其情に称ふと謂ふべし。夫れ我国盲啞院の設けある東西二京を除きて猶寥寥たり。長崎慈善會速に此舉あるは即ち必ず欲すべし。善の諸を内に充実して光輝を外に発揚する所以なり。本日開院式を挙行せられ辱く其典に與る恭しく祝して曰く所謂愛して忠するなからむ乎。忠して教ふるなからん乎。己に之を愛し忠且つ之を教ふ以て不全者をして遂に其全きに復らしむ化育を賛輔する功之より大なるはなし。頼に天の保佑を賜ひ本院の事業をして永遠に隆昌ならしめ以て同胞をして福祉を大ならしめんことを祈ると云爾。

明治三十一年十月廿二日

鎮西日報 岩永八之丞

〈資料3〉明治三十一年十月二十二日の開院式②

(鎮西日報 一八九八年十月二十五日 2面)

式詞

茲に明治三十一年九月長崎市慈善会の事業として長崎盲啞院を創設せらる。不肖盲啞教育に従事するもの欣喜誠に措く能はず。加るに盲生担当野村宗四郎君嘗て本院に学び、啞生担当長石安次郎君亦來遊の事あり。不肖両君と交り最も深く又慈善会員中厚知の人なしとせず。今其開院式を挙行せらるるを聞く。雀躍何ぞ堪へん。依て聊か平生盲啞教育に就き感ずる処を述べ次て式詞に代へんとす。其燕辞を咎めずして微盲のある拙を採納あらば不肖の幸栄亦甚矣。

凡そ人の困難を憐み之を救済せんとせば先づ其事情を詳にし、衷心之に同情を表し以て其方法を講究せざるべからず。今盲啞の不幸を憐み之を救済せんと欲せば須らく其事情を察し之れが困難の度合を計らざるべからず。然るに吾人盲ならず啞ならざるの身に於ては其幾分は想像し得ると雖も其真情に至りては蓋〇悉す能はざるべし。故に之が為め局に當るものは先づ躬自ら彼等の悲境に投じ盲啞を以て己れの親愛なる友となし彼等の性情を研究するを以て最も先務となさざるべからず。

蓋言は目見る能はざるもの也、啞は耳聴く能はず従つて口言ふ能はざる者なり。言や啞や実人間艱難中の最なるものと言はざる可らず。然るに此の最大なる困難を負ふの身にして五官具備の吾人と等しく亦競争場裏に生存せざるべからず。是に於てや左視右顧見えざるの目を以て凡百の物体を見ざるべからず。聞えざるの耳を以て複雑なる談話を聴かざるべからず。其苦心焦慮吾人目あり耳ある徒の誠に想像し能はざる所なり。加之陋醜不具の身之を友として助くるもの甚少きのみならず、反て之を輕侮し之を擯斥し共に齒するを耻るるもの往々然らざるはなし。嗚呼盲啞者たるもの何ぞ冷境に生れて冷境に終るの甚しきにあらずや。盲啞の惨情や夫れ如此。而して亦最も悲しむべく最も痛むべきの逆境に居るものは其父兄なり。人其子を思ふの深き己れの禍福は更に顧みることなく一に其子の生長して幸栄愈々加はらんことを期す。若し其子一朝病に冒さるる時は仮令大患ならずと雖も日夜憂慮措く能はず。寢食其常を失ふに至るは蓋し人の情なり。然るに万一不幸にして病勢一変遂に盲の如き啞の如き廢疾不具の人となるに至るとせん乎。其心情果して如何。不肖多年盲啞教育に従事し其父兄に接する幾百人其子の為め辛苦經營せし事情より尚ほ其将来に付憂慮する事を聞く毎に未だ嘗て流涕太息せざるはなし。然らば則ち此の局に當るもの亦滿腔の同情を表し常に父兄の心を以て心とせざるべからざるなり。

嗚呼盲啞の可憐の情態実に如此。是れ吾人々類の袖手傍觀せんと欲するも得べからざる所なり。於此や之を教育して其官能の欠けたるを補ひ人間普通の知徳を得せしめ、之に職業を與へて自立自活の道を得しめんとす。世に盲啞学校の興る蓋し偶然にあらざるなり。然と雖も爰に人間最要の官能の欠く不具なる盲啞を教育せんとす。之を普通の人を教育するに比すれば其難易同日の比にあらずして事固より容易の業にあらざるなり。故に之が教育に従事せんと欲するものは須らく普通教育に従事するが如き觀念を脱却し固より至難の事たるを覚悟して真に我子に盲啞者の生れたる心を起し日夜熱涙を彼の頭に灌き拮据勉勵而後己の精神なるかべからざるなり。又此学校の発起者たる団体諸君は始終心を協へ力を戮せ其熱心今日創業の時の如くにして十年一回相渝ることなく我国将来此の不幸なる盲啞者の絶滅に帰し同胞悉く五官具備の人となるの時始めて此盲啞学校の必用なく為に発起者の団体を解散するの不得止に至るの日迄尽瘁せられんことを切に希望に堪へざるなり。

盲啞学校にして能く成功せんか廢疾不具の徒と雖も文明の恩澤に浴し各其所を得るに至る。実に広大無限の慈善なるは論を俟ず。教育上の美果して益世の功頗る大なるへし。亦此種の事業は誠に文明の光輝にして国家の品位を高むるの一助たり。我邦風光の美世界の樂園と稱す。徒に耳目を娛樂せしむる樂園に止めずして精神に満足を與ふる高尚善美の樂園たらんことを期せざるべからず。今長崎市慈善会の挙、真に文明の光輝を發揚せしものなり。興善の街衢は瓊浦の壯麗諏訪公園の風景と相對峙して更に高尚の勝地となれり。之れ独り長崎市の美觀を増せしのみならず実に東洋埠頭精神界の燈明台を建設せしものと謂ふべき也。

明治三十一年十月二十二日

京都市盲啞院長 鳥居嘉市

〔資料4〕明治三十一年十月二十二日の開院式③

〔長崎県教育雜誌〕第七九号 8頁 一八九八年十二月

長崎盲啞院成る

開院式は、去る十月二十二日長崎高等女兒小学校内に於て挙行せり。式場には同校体操場を以て之に充て、同校階上には盲生啞生の教場を設け且つ教授用の書画器械及び啞生の揮毫にかかる書画等を陳列して來賓の縦覽に供したり。午後三時頃、席定まるや、先づ君が代の奏樂を以て其式を始め、次に創立委員総代安中

半三郎氏の報告、次に慈善會長横山寅一郎氏、院長北野孝治氏、教員永石安次郎氏の演辭あり、次に小松原知事、平田市長代理、則元市會議長代理、米國副領事フルカーソン氏（英語演説）、鳥井京都盲啞院長、及び同校卒業生日下宗次郎氏其他來賓慈善會員等の祝詞ありて奏樂を以て全式を閉ち、來賓には別席に於て茶菓の饗あり。当日の來賓は小松原本県知事、田中書記官、松村參事官、岡田檢事正、安立警部長、帆足縣會議長、県參事會員、市會議員、各學校長始め内外の紳士淑女無慮二百有余名なりき。左に小松原本県知事並に北野院長の祝辭を掲ぐ。

*小松原知事の祝辭は、〈資料2〉と同じのため省略

祝辭

夫レ震火風水ノ一タヒ生民ヲ襲フテ慘毒ヲ流スヤ苟モ惻隱ノ心アルモノハ争テ一朝ノ餐ヲ廢シ一衣ノ暖ヲ割キテ之ヲ救恤セント欲スルモノ実ニ人類相互ノ至情ナリ。而シテ今ヤ聖明ノ徳化日々洽ネク万民鼓舞撃壤ノ盛時ニ際シ我ガ同胞ニシテ口以テ言フコトヲ得ズ眼以テ視ルコトヲ得ズ常ニ無告ノ境涯ニ沈吟シテ終始人生ノ悲惨ヲ嘗ムルモノニ至テハ動モスレハ門外ノ人ヲ以テ之ヲ待チ呉越ノ感ヲ以テ之ヲ遇シ甚シキハ風雪ノ夕トベ空シク飢寒ヲ路頭ニ忍バシムルモノアルニ至ル。嗚呼是レ果シテ何人ノ責ゾヤ。苟モ義ニ勇ミ博愛ノ志アルモノ豈一日モ黙過スルニ忍ビンヤ。我ガ長崎慈善會夙ニ茲ニ見ル所アリ經營具サニ至リ本日ヲ以テ愈ヨ盲啞院開院ノ式ヲ行フ。孝治之ヲ院長ニ受ク任重クシテ力足ラズ惴惴トシテ唯其ノ負荷ニ堪ヘサランコトヲ懼ル。幸ニ内外諸賢ノ同情贊助ヲ得テ能ク天稟ノ機能ヲ助長發達シ自立自活ノ技能ヲ授ケ以テ瞽盲聾啞ノ徒ヲシテ均シク昭代盛時ノ徳澤ニ霑ハシムルニ至ラバ本院ノ光榮ト渠等ノ幸福ハ実ニ志士仁人ノ賜ニシテ抑モ亦我ガ地方公德ノ標識タルモノアラシカ。謹テ蕪辭ヲ述ブ。

明治三十一年十月廿二日

長崎盲啞院長 北野孝治

〈資料5〉明治三十一年十一月二十八日のベル來校

（鎮西日報 一八九八年十一月三十日 2面）

グラハム・ベル氏來る

電話發明者として有名なる米國のグラハム・ベル氏は、一昨日來崎し、午前十時當港駐割の米國領事野口日本県屬と共に盲啞院を參觀し、院生徒に向つて凡そ

平田・菅…長崎県障害児教育史資料（Ⅰ）

半時間計り手話演説をなしたる後、同教授の實情を撮影せし由なり。尚ほ当市慈善會理事一同は同日協議會を開き、ベル氏滞在の都合によりては同氏を招待して盲啞教育に関する談話を乞はんことにしたりと云ふ。

〈資料6〉長崎盲啞院規則

（長崎県教育雜誌）第七九号 8〜11頁 一八九八年十二月）

長崎盲啞院規則

- 第一条 本院ハ長崎慈善會ニ附屬シ盲啞子弟ノ自立自活ニ必須ナル教育ヲ施ス所トス
- 第二条 教科ヲ分テ普通科技芸科トス
- 第三条 盲生ノ普通科ハ講談國語作文算術唱歌体操トシ技芸科ハ音楽鍼治按摩及口授トス
- 但 音楽ハ当分之ヲ欠グ
- 第四条 啞生ノ普通科ハ読方作文習字算術筆談図画体操トシ女兒ノ為メニハ裁縫ヲ加フ技芸科ハ彫刻指物刺繡裁縫トス
- 但 技芸科ハ当分之ヲ欠グ
- 第五条 修業年限ハ普通科技芸科トモ各三ヶ年トス
- 第六条 普通科第三学年ニ於テハ特ニ技芸科ヲ兼修セシムルコトアルベシ
- 第七条 学年ハ毎年九月十一日ニ始リ翌年九月十日ニ終ル
- 第八条 休業ノ定日ハ左ノ如シ
- 大祭日 祝日 日曜日 諏訪神社例祭日
- 夏季 七月二十一日ヨリ九月十日ニ至ル
- 冬季 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル
- 第九条 毎年七月生徒修業ノ成績ヲ試験シ進級又ハ卒業ヲ認定ス
- 第十条 第一学年第二学年ノ課程ヲ修業セシモノニハ證明狀ヲ交附シ第三学年ノ課程ヲ了ヘタルモノニハ卒業證書ヲ授与ス
- 第十一条 試験評点ハ每教科目一百ヲ以テ定點トス
- 第十二条 試験ニ於テハ各教科目ノ得點四十點以上ヲ得タルモノヲ及第トス
- 第十三条 試験成績ヲ判定スルニ当リテハ特ニ平素ノ成績ヲ考ヘ得點ヲ斟酌スルコトヲ得

第十四条 證明状及卒業證書ノ書式左ノ如シ

番号

證明状

族籍戸主誰男女弟妹等

姓名

生年月日

本院何科第何学年ノ課程ヲ修業セシコトヲ證明ス

年月日

長崎盲啞院

甲(乙)番号
甲ハ各教科ヲ專修シタルモノニ授ケ乙ハ
普通科ニ於テ技芸科ヲ兼修シタルモノニ
之ヲ授ク

卒業證書

族籍戸主誰男女弟妹等

姓名

生年月日

本院何科ノ課程ヲ卒業セシコトヲ證ス

年月日

長崎盲啞院長 何誰

印

第十五条 生徒ノ入学ハ学年ノ初メトス

但 欠員アルトキハ臨時入学ヲ許スコトアルベシ

第十六条 普通科ニ入学ノモノハ年齢滿九年以上タルベシ

第十七条 技芸科ニ入学ノモノハ普通科第二学年ヲ修業セシモノ若クハ之ニ相当
スル学力ヲ有スルモノトス

但 年齢滿十五歳以上ノモノハ学力ノ如何ニ拘ハラズ直チニ技芸科ニ
入学ヲ許可スルコトアルベシ

第十八条 入学ヲ志望スルモノハ左ノ書式ニ依リ願書ヲ差出スベシ其保證人ハ長
崎市内ニ住居シ丁年以上ノモノタルベシ

入学願

何府何県何郡市町村何番戸身分職業

何誰男女弟妹等

何歳ヨリ盲又ハ啞トナル

先天盲又ハ啞

天然痘(種痘) 済 何 誰

生年月日

右今般貴院へ入学致サセ度尤本人身上ニ関スル一切ノ儀ハ私共引受可申候
ニ付御許容被成下度此段相願候也

族籍現住所

年月日

願主(父兄又ハ親戚)

何 誰

族籍現住所

保證人

何 誰

長崎盲啞院 御中

第十九条 生徒ハ願主ノ志望ニ依リ寄宿ヲ許ス

但 他人ノ嫌悪スル疾患等ニ罹リ若クハ日常ノ着服喫飯等ヲ自ラ弁ス
ルコト能ハザルモノハ此ノ限ニアラス

第二十条 寄宿ヲ志望スルモノハ左ノ書式ニ依リ願書ヲ差出スベシ

入舎願

何科第何年級 何 誰

現在所

何科第何年級 何 誰

右ハ貴院ニ入舎致サセ度尤寄宿料等ノ諸費其他一切ノ事件ハ私共引受可
申此段相願候也

現在所

年月日 願主(父兄又ハ親戚) 何 誰

現住所

保證人 何 誰

長崎盲啞院 御中

第二十一条 願主及保證人ノ住所其他身上ニ異動アリタルトキハ其都度届出スベ
シ

第二十二條 疾病又ハ止ムヲ得ザル事故ニテ半途退学セントスルモノハ其事由ヲ
 詳記シ願主及保證人ノ連署ヲ以テ願出ツベシ
 第二十三條 疾病又ハ事故ニテ欠席セントスルトキハ願主又ハ保證人ヨリ届出ベ
 シ

学科	学年		課程表	学年		課程表
	教授	時数		教授	時数	
讀方	六	六	第一学年 仮名数字 仮名ノ単語 短句 発音	同	六	第二学年 仮名ノ短句 漢字交リノ短文 発音及口談
作文	三	三	仮名ノ単語 短句 近易ナル 漢字交ノ短文	同	三	漢字交リノ短文 漢字交リ文 日用書類
習字	六	六	片仮名平仮名ノ 数字 近易ナル 漢字交ノ短文	同	五	漢字交リノ短文 日用文字 日用書類
算術	六	六	計方 加減乗除	同	五	加減乗除 応用雜題 度量衡貨幣
筆談				同	三	修身及作法ノ會 同上 地理歴史理科ノ 會話
図書	四	四	直線及曲線ノ單 形簡單ナル形体	同	三	簡單ナル形体 諸般ノ形体
体操	三	三	遊戲	同	三	遊戲 普通体操
裁縫	五	五	運針法	同	五	運針法 簡易ナル縫物 通常ノ衣服
通計	二八	二八		同	二八	

一、読方発音及口談ハ生徒ノ性質ニ依リ之ヲ授ク
 一、裁縫ハ通常時間ノ外ニ於テ之ヲ課ス

第二十四條 寄宿料ハ毎月五日迄ニ当月分ヲ納ムベシ
 第二十五條 寄宿料ハ疾病又ハ事故ノ為メ全月退舍スルモノハ之ヲ納ムルニ及ハ
 ズ

学科	学年		課程表	学年		課程表
	教授	時数		教授	時数	
口授	三	三	生理解剖大意	同	三	生理解剖大意 病理大意
鍼治	九	九	前年期	同	九	後年期 練習
按摩	六	六	前年期 前年期	同	六	後年期 練習
通計	一八	一八		同	一八	

学科	学年		課程表	学年		課程表
	教授	時数		教授	時数	
講談	六	六	修身及作法ノ話 方角及道路溝渠 等ニ関スル話 言語ノ練習	同	六	修身及作法ノ話 地理歴史ノ話 言語ノ練習
国語	六	六	仮名 仮名ノ 短文 近易ナル 漢字交リ文	同	六	仮名ノ短文 漢字交リ文 漢字交リ文 歌詞大意
作文	四	四	仮名ノ短文短文 近易ナル漢字交 リ文 聴取及其綴方	同	四	漢字交リ文 漢字交リ文 日用書類 聴取及其綴方
算術	六	六	計方 加減乗除	同	六	加減乗除 応用問題 度量衡貨幣
通計	一八	一八		同	一八	

唱歌	三	三	単音	三	単音
体操	三	三	遊戯 普通体操	三	遊戯 普通体操
通計	二八	二八		二八	

一、第三学年ニ於テ技芸科ヲ兼修スルモノニハ講談国語算術ノ各四時ヲ減シ作
文唱歌体操ヨリ各二時ヲ減ス
二、国語作文ヲ授クルニハ主トシテ点字ヲ用イシム

長崎盲啞院理事

安中半三郎
釘本小八郎
瀬川 浅
牟田口正道
和泉 嘉七

同職員

院長 北野 孝治
教員 長石安治郎

同 野村宗四郎

同 宮川 カネ

同生徒

盲生普通科 二人
盲生技芸科 六人
啞生普通科 八人

長崎県長崎市興善町

長崎盲啞院

明治三十一年十月

〔資料7〕長崎盲学校学則（一九二四年四月施行）長崎県立盲学校所蔵

文部省認可

長崎盲学校学則

第一章 総則

第一条 本校ハ盲人ニ普通教育ヲ施シ其生活ニ須要ナル特殊ノ智識技能ヲ授ケ特ニ国民道德ノ涵養ニカムルヲ以テ目的トス

第二条 本校ニ初等部中等部ヲ置キ中等部ハ之ヲ鍼按科及音楽科トス按摩科ヲ速修セムトスル者ノ為ニ別科ヲ置ク

第二章 修業年限及入学資格

第三条 修業年限ヲ定ムルコト左ノ如シ
初等部 六ヶ年
中等部 四ヶ年
別科 二ヶ年

第四条 初等部ニ入学セントスル者ハ年齢満六歳以上ニシテ身心相当ニ発達シタル者タルベシ

中等部ニ入学セントスル者ハ初等部ヲ卒ヘタル者又ハ之ニ相当スル学力アリト認メタル者タルベシ但シ初等部第五学年以上ノ者ハ中等部ノ技芸ニ関スル科目ヲ兼修スルコトヲ得

別科ニ入学セントスル者ハ初等部第四学年修了ト同等以上ノ学力アリト認メタル者ニ限ル

入学志願者ニシテ相当ノ年齢ニ達シ相当ノ学力アリト認メタル者ハ試験ノ上、第二学年以上ニ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第三章 学科課程及毎週教授時数

第五条 初等部ノ学科課程及毎週教授時数別表ノ如シ

第六条 中等部ノ学科課程及毎週教授時数別表ノ如シ

第七条 別科ノ学科課程及毎週教授時数別表ノ如シ

第四章 学年、学期及休業日

第八条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第九条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第十條 第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日マデ

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日マデ

第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日マデ
休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一、日曜日
- 一、大祭日

一、皇后陛下御誕辰日

一、本校創立記念日

一、国幣社諏訪神社祭日

一、夏季休業 七月二十六日ヨリ九月五日マデ

一、冬季休業 十二月二十六日ヨリ一月七日マデ

第十二条 特別ノ事情アルトキハ学校長ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ臨時休業ヲ為スコトヲ得

学校長ハ夏季休業ノ前後二十日以内ニ於テ毎日ノ教授時間ヲ三時間マデ短縮スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ学校長ニ於テ便宜各教科目ノ毎週教授時數ヲ斟酌スルモノトス

第五章 課程ノ修了及卒業

第十三条 初等部ニアリテハ別ニ試験ヲ行ハズ平素ノ成績ヲ考查シ学年末ニ於テ各学年ノ修了若クハ卒業ヲ認定ス

第十四条 中等部及別科ニアリテハ各学期末ニ試験ヲ行ヒ平素ノ成績ヲ綜合シテ各学年ノ修了若クハ卒業ヲ認定ス

第十五条 平素ノ成績考查並ニ試験ニ於ケル各教科目ノ定点八十点トシ其五点以上ヲ得タルモノヲ以テ及第トス

第十六条 各学年ノ課程ヲ修了シタルモノニハ修業證書ヲ全科ノ課程ヲ修了シタルモノニハ卒業證書ヲ授与ス

書式ハ第一号書式及第二号書式ニ抛ル

第一号書式

番号

修業證書

族籍

氏名

生年月日

右ハ本校何部(何科)第何学年ヲ修了シタルコトヲ證ス

年月日

第二号書式

番号

卒業證書

族籍

氏名

生年月日

右ハ本校規定ノ何部(何科)ノ課程ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ證ス

年月日

長崎盲学校長 氏名

校長印

第十七条

一学年ノ課程ヲ修了セザルモ相当ノ学力アリト認めタルモノハ上級学年ニ編入スルコトヲ得

第六章

入学退学賞罰

第十八条 生徒ノ入学ハ毎年四月トス但シ臨時ニ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第十九条 入学志願者ハ左ノ書式ニ依リ入学願書ヲ差出スベシ

本籍

現住所

族称職業何某男(女)又ハ弟妹

氏名

右之者御校へ入学致サセ度此段相願候也

年月日

本籍

現住所

族称職業、本人トノ続柄

保護者 氏名

印

長崎盲学校長宛

第二十条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ左ノ書式ノ在学證書ニ戸籍謄本ヲ添ヘ学
校長ニ差出スベシ但シ保證人ハ長崎市内若クハ学校附近ニ居住スル
丁年以上ノ男子ニシテ独立ノ生計ヲ営ミ本人身上ニ関スル一切ノ事
ヲ引受ケ保證ノ責ニ堪フルモノタルベシ
在学證書

本籍
現住所

族籍職業何某男(女)弟妹
氏 名

生年月日

右之者御校ニ入学許可相成候ニ就テハ品行ヲ慎マシムベキハ勿論
學則等固ク相守ラセ安リニ退学転学等致サセマシク候仍テ證書差
出候也

年 月 日

本籍

現住所

族称職業本人トノ続柄

保護者 氏 二名 (印)

長崎盲学校長宛

前文何某在学中其保護監督ノ責ニ任ズベキハ勿論本人身上ニ関ス
ル一切ノ事件引受ケ可仕此段保證致候也

本籍

現住所

族籍職業生徒トノ關係

保證人 氏 名 (印)

第二十一条 保證人ニシテ前条ノ資格ノ一ヲ失ヒタルトキハ之ニ代ルベキ者ヲ定
メ保護者保證人連署ヲ以テ直ニ之ヲ届出ツベシ

第二十二条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ退学ヲ命ズ
一、学力劣等ニシテ成業ノ見込ナキモノ

一、性行不良ニシテ改悛ノ見込ナキモノ

第二十三条 生徒疾病其他止ムヲ得ザル事故ノ為メ退学セントスルトキハ其理由
ヲ具シ保護者保證人連署ヲ以テ願出ツベシ

第二十四条 操行學術共ニ優等ニシテ勉勵衆ニ超ヘ他生徒ノ模範トナルベキ者ハ
之ヲ褒賞シ性行不良ナル者若クハ規則命令ニ違背シ生徒タルノ本分
ヲ失スル者ハ之ヲ罰ス

褒賞ハ褒状ヲ授与シ若クハ褒状ニ賞品ヲ添ヘテ授与ス
処罰ハ其行為ノ輕重ニ從ヒ譴責、謹慎、停学及放校トス

第七章 授業料

第二十五条 初等部ハ授業料ヲ徴取セズ

中等部ノ授業料ハ一ヵ月金壹円トス

別科ノ授業料ハ一ヵ月金五拾錢トス

第二十六条 貧困ニシテ授業料ノ負担ニ堪エザルコトヲ当該市町村長ノ證明シタ
ル者ニハ特ニ授業料ヲ免除スルコトアルベシ

第二十七条 授業料ハ毎月五日限り学校長ニ納入スベシ

第八章 寄宿舎

第二十八条 寄宿舎ニ收容スルハ当分ノ間十五歳未満ノ者ニ限ル、但シ学校長ニ
於テ教育上必要アリト認メタルトキハ特ニ入舎ヲ命ズルコトアルベシ

第二十九条 寄宿舎ニ入舎セントスル者ハ左ノ書式ニ依リ保護者保證人連署ヲ以
テ学校長ニ願出ツベシ

入 舎 願

何部(何科)第何学年
氏 名

生年月日

本籍

右之者御校寄宿舎へ入舎致サセ度御許可ノ上ハ規則固ク相守ラセ
候事ハ勿論寄宿料其他本人一身上ニ関スル一切ノ件ハ私共ニ於テ
引受ケ可仕保護者保證人連署此段相願候也

年 月 日

本籍

現住所

族称職業

保護者 氏 名 (印)

本籍

現住所

職業 生徒トノ關係

保證人 氏 名 (印)

長崎盲学校長宛

第三十条

寄宿料ハ一ヶ月金拾壹円トス但シ物価ノ高低ニ依リ増減スルコトアルベシ

第三十一条

寄宿料ハ毎月十日迄ニ学校長ニ納付スベシ

第三十二条

寄宿生ニシテ疾病其他止ムヲ得ザル事故ノ為メ退舎セントスルトキハ其理由ヲ具シ保護者保證人連署ヲ以テ願出ツベシ

第九章

附則
本則施行ニ必要ナル細則ハ学校長ニ於テ之ヲ定ム

第三十三条

本則ハ大正十三年四月ヨリ之ヲ施行ス

第三十四条

本則施行ノ際、現ニ長崎盲学校盲部普通科在学中ノ生徒ハ初等部各相当ノ学年ニ同部技芸科鍼灸按摩マッサージ科及同部技芸科音楽科在学中ノ生徒ハ中等部鍼灸科又ハ同部音楽科ノ各相当学年ニ同部技芸科按摩専修科在学中ノ生徒ハ別科ノ各相当学年ニ編入ス

初等部課程表

計	体 操	唱 歌	手 工	理 科	歴 史	地 理	算 術	国 語	修 身	教 科 目
二二	四	一					五	九	二	毎週 教授時數
	遊戯	単音唱歌	細工 簡易ナル				除 減、乗、 方、加、 方、点記 數ノ計ハ	方 綴方、書 点記方、 ノ読方、 ル普通文 及近易ナ 名、点字	旨 道徳ノ要	第一学年
二三	四	一					六	一〇	二	同上
	普通体操	同上及	同上				除 減、乗、 方、加、 數ノ計ハ	方、話方 記方、綴 方、点	同上	第二学年
二四	四	一					六	二	二	同上
	同上	同上					四則応用	同上	同上	第三学年
二六	四	一		二			六	二	二	同上
	同上	同上	植物、動物 ノ大要				等數 四則応用 簡易ナル 少數、諸	同上	同上	第四学年
二九	四	一		二	二	二	五	二	二	同上
	同上	同上	同上	日本歴史 ノ大要	日本地理 ノ大要	同上、及 外国地理 ノ大要	及少數 簡易ナル 諸等數、	同上	同上	第五学年
二九	四	一		二	二	二	五	二	二	同上
	同上	同上	物理、化学 簡易ナル	同上	同上、及 外国地理 ノ大要	同上、及 外国地理 ノ大要	及比例 簡易ナル 諸等數、	同上	同上	第六学年

中等部鍼按科課程表

科目	時数	中等部鍼按科課程表																					
		第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	修身	国語	外国語	化学	物理	解剖	生理	経穴	病理	衛生	診断	鍼灸	按摩	マッサ	イジ	唱歌	体操	計
毎週	二	同上	同上	同上	同上	二	三	二	二	八	二	二	二	二	二	三	三	三	三	一	二	二八	三一
道徳ノ要旨及作法	講読、作文	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	解剖学ノ大要	生理学ノ大要	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

中等部音楽科課程表

科目	時数	中等部音楽科課程表											
		第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	修身	国語	音楽	三絃	琴	楽	体操	計
毎週	二	同上	同上	同上	同上	二	三	一〇	一〇	八	二	二五	二
道徳要旨作法	普通文ノ読方	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

別科(按摩科)課程表

科目	時数	別科(按摩科)課程表											
		第一学年	第二学年	修身	国語	算術	解剖生理	消毒法	按摩	唱歌	体操	計	
毎週	二	同上	同上	二	三	二	五	七	一	二	二二	二	
道徳ノ要旨及作法	近易ナル普通文ノ読方	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

〔資料 8〕長崎聾啞学校学則（一九二四年四月施行）長崎県立盲学校所蔵

文部省認可

長崎聾啞学校学則

第一章 総則

第一条 本校ハ聾啞者ニ普通教育ヲ施シ其生活ニ須要ナル特殊ノ知識技ヲ授ケ特ニ国民道德ノ涵養ニカムルヲ以テ目的トス

第二条 本校ニ初等部及中等部ヲ置キ中等部ハ工芸科及裁縫科トス

第三条 修業年限及入学資格
初等部 六ケ年
中等部 四ケ年

第四条 初等部ニ入学セントスル者ハ年齢満六歳以上ニシテ身心相当ニ発達シタルモノタルベシ

第五条 中等部ニ入学セントスル者ハ初等部ヲ卒ヘタルモノ又ハ之ニ相当スル学力アリト認メタル者タルベシ但シ初等部第五学年以上ノモノハ中等部ノ技芸ニ関スル科目ヲ兼修スルコトヲ得

第六条 入学志願者ニシテ相当年齢ニ達シ相当ノ学力アリト認メタル者ハ試験ノ上、第二学年以上ニ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第三章 選科生
第七条 中等部ノ技芸ニ関スル一科目若クハ数科目ヲ選ビテ習修セントスルモノヲ選科生トス

第八条 選科生トシテ入学セントスルモノハ初等部第四学年修了ト同等以上ノ学力アリト認メタルモノニ限ル

第四章 学科課程及毎週教授時数
第九条 初等部ノ学科課程及毎週教授時数別表ノ如シ

第十条 中等部ノ学科課程及毎週教授時数別表ノ如シ

第五章 学年、学期及休業日
第十一条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十二条 学年ヲ分チ左ノ三学期トス

第十三条

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日マデ
第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日マデ
第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日マデ
休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ
一、日曜日
一、大祭日
一、皇后陛下御誕辰日

第十四条

特別ノ事情アルトキハ学校長ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ臨時休業ヲ為スコトヲ得
学校長ハ夏季休業ノ前後二十日以内ニ於テ毎日ノ教授時数ヲ三時間迄短縮スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ学校長ニ於テ便宜各科目ノ毎週教授時数ヲ斟酌スルモノトス

第六章

第十五条

課程ノ修了及卒業
初等部ニアリテハ別ニ試験ヲ行ハズ平素ノ成績ヲ考查シ学年末ニ於テ各学年ノ修了若クハ卒業ヲ認定ス

第十六条

中等部ニアリテハ各学期末ニ試験ヲ行ヒ平素ノ成績ヲ綜合シテ各学年ノ修了若クハ卒業ヲ認定ス
平素ノ成績考查並ニ試験ニ於ケル各科目ノ定点八十点トシ其五点以上ヲ得タルモノヲ以テ及第トス

第十七条

各学年ノ課程ヲ修了シタルモノニハ修業證書ヲ、全科ノ課程ヲ修了シタルモノニハ卒業證書ヲ授与ス、其書式ハ第一号書式、第二号書式ニ抛ル

第十八条

第一号書式
修業證書
番号
族籍

氏名

生年月日

右八本校何部(何科)第何学年ヲ修了セシコトヲ證ス

年月日

長崎聾啞学校

校長印

第二号書式

番号

卒業證書

族籍

氏名

生年月日

右八本校規定ノ何部(何科)ノ課程ヲ了ヘタリ仍テ之ヲ證ス

年月日

長崎聾啞学校

校長印

第十九条

選科生所定ノ学科ヲ修了シタルトキハ其ノ学科ニ就キ修了證書ヲ授与ス其書式左ノ如シ

番号

修了證書

族籍

氏名

生年月日

右本校中等部ニ於テ頭書ノ学科ヲ修了シタコトヲ證ス

年月日

長崎聾啞学校

校長印

第二十条

一学年ノ課程ヲ修了セザルモ相当ノ学力アリト認めタル者ハ上級学年ニ編入スルコトヲ得

第七章

入学退学賞罰

第二十一条

生徒ノ入学ハ毎年四月トス但シ臨時ニ之ヲ許可スルコトアルベシ

第二十二条

入学志願者ハ左ノ書式ニ依リ入学願書ヲ差出スベシ

入学願

本籍

現住所

族称職業何某男(女)又ハ弟妹

氏名

生年月日

右之者御校へ入学致サセ度此段相願候也

年月日

本籍

現住所

族称職業、本人トノ統柄

保護者 氏名

印

第二十三条

長崎聾啞学校校長宛
入学ノ許可ヲ得タルトキハ左ノ書式ノ在学證書ニ戸籍謄本ヲ添へ学校長ニ差出スベシ但シ保證人ハ長崎市内若クハ学校付近ニ居住スル丁年以上ノ男子ニシテ独立ノ生計ヲ営ミ本人身上ニ関スル一切ノ事ヲ引受け保證ノ責ニ堪フル者タルベシ

在学證書

本籍

現住所

族籍職業何某男(女)弟妹

氏名

生年月日

右之者御校ニ入学許可相成候ニ就テハ品行ヲ慎マシムベキハ勿論学則等固ク相守ラセ妄リニ退学転学等致サセマジク候仍テ證書差出候也

年月日

本籍

現住所

族称職業本人トノ統柄

長崎聾啞学校長宛

保護者 氏 名 (印)

前文何某在学中其保護監督ノ責ニ任ズベキハ勿論本人身上ニ関スル一切ノ事件引受ケ可仕此段保證致候也

本籍

現住所

族籍職業生徒トノ關係

保證人 氏 名 (印)

第二十四条 保證人ニシテ前条ノ資格ノ一ヲ失ヒタルトキハ之ニ代ハルベキ者ヲ

第二十五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ退学ヲ命ズ

- 一、学力劣等ニシテ成業ノ見込ナキモノ
- 一、性行不良ニシテ改悛ノ見込ナキモノ

第二十六条 生徒疾病其他止ムヲ得ザル事故ノ為メ退学セントスルトキハ其理由ヲ具シ保護者保證人連署ヲ以テ願出ツベシ

第二十七条 操行學術共ニ優秀ニシテ勉勵衆ニ超ヘ他生徒ノ模範トナルベキモノハ之ヲ褒賞シ性行不良ナル者若クハ規則命令ニ違背シ生徒タルノ本

分ヲ失スル者ハ之ヲ罰ス

褒賞ハ褒状ヲ授与シ若クハ褒状ニ賞品ヲ添ヘテ授与ス

処罰ハ其行為ノ輕重ニ從ヒ譴責、謹慎、停学及放校トス

第八章 授業料

第二十八条 初等部ハ授業料ヲ徴收セズ

中等部ノ授業料ハ一カ月金壹円トス

選科生ノ授業料ハ一カ月金五拾錢トス

第二十九条 貧困ニシテ授業料ノ負担ニ堪ヘザルトコトヲ当該市町村長ノ證明シタル者ニハ特ニ授業料ヲ免除スルコトアルベシ

第三十条 授業料ハ毎月五日限り学校長ニ納入スベシ

第九章 寄宿舎

第三十一条 寄宿舎ニ收容スルハ当分ノ間、十五歳未満ノ者ニ限ル、但シ学校長ニ於テ訓育上必要アリト認メタルトキハ特ニ入舎ヲ命ズルコトアル

ベシ

第三十二条 寄宿舎ニ入舎セントスル者ハ左ノ書式ニ依リ保護者保證人連署ヲ以テ学校長ニ願出ツベシ

入舎願

何部(何科)第何学年

氏 名

生年月日

右之者御校寄宿舎へ入舎致サセ度御許可ノ上ハ規則固ク相守ラセ候事ハ勿論寄宿料其他本人一身上ニ関スル一切ノ件ハ私共ニ於テ引受ケ可仕保護者保證人連署此段相願候也

年 月 日

本籍

現住所

族称職業

保護者 氏 名 (印)

本籍

現住所

職業 生徒トノ關係

保證人 氏 名 (印)

長崎聾啞学校長宛

第三十三条 寄宿料ハ一カ月金拾壹円トス但シ物価ノ高低ニ依リ増減スルコトアルベシ

第三十四条 寄宿料ハ毎月十日迄ニ学校長ニ納入スベシ

第三十五条 寄宿生ニシテ疾病其他止ムヲ得ザル事故ノ為メ退舎セントスルトキハ其理由ヲ具シ保護者保證人連署ヲ以テ願出ツベシ

第十章 附則

第三十六条 本則施行ニ必要ナル細則ハ学校長ニ於テ之ヲ定ム

第三十七条 本則ハ大正十三年四月ヨリ之ヲ施行ス

第三十八条 本則施行ノ際現ニ長崎盲啞学校聾啞部普通科在学中ノ生徒ハ初等部各相当ノ学年ニ同部技芸科木工科及同部同科裁縫科在学中ノ生徒ハ中等部工芸科並ニ同部裁縫科ノ各相当学年ニ編入ス

初等部課程表

理 科	歴 史	地 理	算 術	国 語	修 身	教 科 目	
						時 数	毎 週
			四	一〇	二		第一学年
			減乗除 ノ数ノ加 二十以下	書方 ノ読方、 書方	道徳ノ要 旨及作法 発音、視 話、片仮 名、単句 及簡易ナ ル普通文 ノ読方、 書方	二	同上
			五	二	二		第二学年
			除 ノ数ノ加 減乗	方 綴方、積 方	同 上	二	同上
			六	二	二		第三学年
			減乗除 ノ数ノ加 減	方 綴方、書 方	同 上	二	同上
一			六	二	二		第四学年
植物動物 ノ大要			減除 ノ数ノ加 減	同 上	同 上	二	同上
一	一	一	六	二	二		第五学年
植物動物 及自然 現象ノ現 象	日本歴史 ノ大要	日本地理 ノ大要	減 珠算ノ加 減	同 上	同 上	二	同上
一	一	二	五	二	二		第六学年
植物動物 自然 現象ノ現 象	同上	同上及外 國地理ノ 大要	ノ乗除 算及珠算 ノ乗除	同 上	同 上	二	同上

中等部工芸科課程表

図 画	算 術	國 語	修 身	教 科 目	
				時 数	毎 週
一	三	三	二		第一学年
器画自在画	工芸ニ必要ナル 算術 意匠及図案ノ基 礎トナルベキ用	簡易ナル国語及 日用文、書方、 発音、講読、作 文	人倫道徳ノ要旨		同上
一	三	三	二		第二学年
同上	同上	同上	同上		同上
一	三	三	二		第三学年
同上	同上	同上	同上		同上
一	三	三	二		第四学年
同上	同上	同上	同上		同上

計	教 縫		手 工	体 操	図 画
	女	男			
二二	二二		一	二	二
			細工 簡易ナル	遊戯体操	形体 簡單ナル
二三	二三		一	二	二
			同 上	同 上	同 上
二七	二五	二	一	二	二
		針 持方、糸 刺方、運 針	用具ノ名 同 上	同 上	同 上
二九	二七	二	二	二	二
		衣類縫方 簡易ナル 運針練習	器具ノ製 作 簡易ナル	器械体操	普通体操 及写生
三〇	二八	二	二	二	一
		普通衣服 縫方、ミ シン使用	同 上	同 上	同 上
三〇	二八	二	二	二	一
		同上	同上	同上	写生及用 器画

算術	国語	修身	教科目	中等部裁縫科課程表				
				毎週教授時数	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年
二	三	二	二	第一学年 道徳ノ要旨作法 日常須知ノ文字及普通文ノ読方、积方、書方、綴方、並ニ本科ニ必要ナル筆談及用語	同上	同上	同上	同上
二	三	二	二	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
二	三	二	二	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
二	三	二	二	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

計	実習	体操	工具	材料	製図及工作法
三〇	一八	一	一	一	一
	器具ノ製作	簡單ナル日用器機体操	遊戲普通体操 格其他 具用途種別価値其他	木材ノ種類用途其他木材ニ關スル知識	日用家具ノ製図及工作法
三〇	一七	一	一	一	二
	同上	同上	同上	塗料、金具	日本家具ノ製図及工作法、家具沿革
三〇	一八	一	一		二
	具製作	一般日本風器	同上		西洋家具ノ製図及工作法、室内裝飾法
三〇	二二				
	具製作	一般西洋風家具			

計	体操	家事	図画	手芸	裁縫
三〇	一	一	一	二	一八
	普通体操	家事經濟ノ大要簡易ナル家計簿記	人物花形技芸 二必要ナル図画	手芸	木綿物、男女単衣、同上袴、絹物、男単衣、女帯木綿物、女給羽織、裁方、積方、ミシン使用、胸掛、前掛其他
三〇	一	一	一	二	一八
	同上	同上及看護ノ心得 割烹ノ大要	同上	同上	木綿物、男袴物羽織、絹單衣羽織、帷子、小供袴、同上シャツ、ズボン下其他
三〇	一	一		二	一九
	同上	同上		同上	絹綿入男女羽織、男帯、大人袴、長襦袢、網給男女羽織、同小供簡易服其他
三〇	一	一		二	二〇
	同上	同上		同上	縮緬給羽織絹男袴、帛紗模樣小袖、絹物練習、小供学生服其他